

消防法の防火対象物に対する火災予防規制の適用単位

現行の消防法令規制

○消防法令の規制：原則として、建築物の1棟を1の防火対象物として規制の適用を行っている（法令解釈）。

← 火災は基本的に拡大していくため、部分の火災が全体に危険性を及ぼす可能性を考慮。

○複数の建築物が渡り廊下、地下通路又は洞道により接続されている場合は、原則として全体で1棟。

← 延焼防止対策等防火対策の個別の条件により別棟として扱える場合についてルール化。

【特別ルール】

○防火管理規制においては、複数の防火対象物が同一敷地で管理権原者が同一の場合には1の防火対象物とみなす（令2条。例：学校、工場等）。

○消防用設備等規制においては、防火対象物が開口部のない耐火構造の壁・床で区画されている場合は区画された部分をそれぞれ別の防火対象物とみなす（令8条。例：低層階店舗部分と高層住宅部分が区画されているゲタばき共同住宅）。

極めて大規模・複雑な防火対象物について、現行ルールのみを機械的に適用するだけで十分な対応が可能か。効果的・効率的な規制の適用単位の考え方について検討すべきではないか。

→ 防火対象物の構造・用途が複雑化し、その接続等の形態も多様化している状況においては、個々の建築物の特性を評価して、特別な取扱いを講じることができる枠組みが必要ではないか。

消防用設備等の設置単位

基本事項 (棟解釈)

原則	敷地内に 2 棟以上の建築物が存在する場合には、原則として棟単位で適用する。 法17
	advice 敷地単位でないことに注意⇨17-5 Fig. 1参照 ただし、以下に掲げる特例扱い又は規定による場合は、この原則によらないので留意しておくこと。
特殊な 取扱い	1. 無開口の耐火構造の床又は壁により区画されている場合 令 8 advice 1 棟の建物であっても令 8 条に規定される開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合は、その区画された部分はそれぞれ別の防火対象物として取り扱われる。⇨17-2・3参照
	2. 複合用途防火対象物の場合 令 9 advice 令別表第 1 の(16)項の防火対象物は、1 の防火対象物内に、2 種類 (別表の(1)項～(15)項までの区分による) 以上の用途部分が存在しているが、消防法令の適用上は、原則として各用途部分ごとに区分して、それぞれの用途部分をその用途に供する 1 の防火対象物とみなしてよい。しかし、必ずしもこのように用途部分ごとに分割するよりも、異なる用途部分を含めて一体として法令を適用した方が適切な場合もあり、この場合はこの原則を適用せず一体として法令が適用される。例えばスプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯等の規定の中には、複合用途防火対象物を棟単位としてとらえているものが存する。
	3. 特定防火対象物の地階と地下街が一体となっている場合 令 9 の 2 advice 地下街に接する劇場・キャバレー・物品販売を営む店舗等の地階で、消防長又は消防署長が指定した場合には、下記の設備について、地下街の一部とみなされる。 ●スプリンクラー設備・自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備 ●非常警報設備 なお、上記に関しては (S. 50・3・11消防安32. 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準及び指定方法について) がある。
	4. 屋外消火栓設備の基準を適用する場合 令19-2 advice 耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、同一敷地内で延焼のおそれのある範囲内に 2 棟以上の建築物がある場合、棟単位の原則をはずし敷地単位で規定している。⇨17-5参照
	5. 消防用水設置の基準を適用する場合 令27-2 advice 同一敷地内に 2 棟以上の建築物が存在する場合、棟単位の原則をはずし敷地単位で規定している。⇨17-5参照
	6. 渡り廊下等で接続した場合 advice 建築物と建築物が (イ) 渡り廊下又は (ロ) 地下連絡路又は洞道 } によって接続された場合は、原則として一棟と解釈されるが、別棟解釈される例も示されている。 (S. 50・3・5 消防安26. 消防用設備等の設置単位について) 本書では⇨17-6～9参照 ●洞道とは換気・暖冷房・給排水設備の布設地下道
	7. 令32条を適用される場合 令32 advice 消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めた場合、特例措置をすることができる。

令8区画の構造・配管等について（抄）

H. 7・3・31消防予53
H. 7・10・20消防予226
H. 13・3・30消防予103・消防危53

項 目	説 明
令8区画とは	防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分はそれぞれ別の防火対象物とみなす。（適用……消防法施行令第2章第3節設置及び維持の技術上の基準の規定） advice 以上が定義であるが、通知により更に具体的に次の様な取扱いが示されている。
令8区画の構造	令8区画については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造が必要であること。 ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢、かつ、容易に変更できない耐火構造であること。 イ 建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。 ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出ていること。 ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。 ① 開口部が設けられていないこと。 ② 開口部を設ける場合には、防火設備である防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。 advice 参考図□17-3
令8区画を貫通する配管及び貫通部について	令8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。 ただし、必要不可欠な配管で、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部が、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められる。 この場合、当該貫通部につき次の事項を確認すること。 ア 配管の用途は原則として、給排水管であること。 イ 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。 ウ 配管を貫通させるために、令8区画に設ける穴の直径は300mm以下であること。 なお、当該貫通部の形状が矩形の場合には、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。 エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。 オ 配管及び貫通部は、一体で、建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。 カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。 キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

advice いくら厳重な防火区画を設けても、それを貫通する穴があり、不完全な施工がなされている場合には、そこから延焼するおそれがあるため、この様な細目通知が出されている。これは共同住宅等の共住区画の場合もあてはまる。

なお、区画を貫通する配管・貫通部分に関する施工方法については、その防火性能について(財)日本消防設備安全センターが性能評定として自主的に表示を行っている。

令8区画についての参考図

〔参考図〕

令8区画を設けた場合の外壁面または屋根面の取扱い。

(1) 0.5m以上の突き出しを設ける場合

(Fig. 1, Fig. 2)

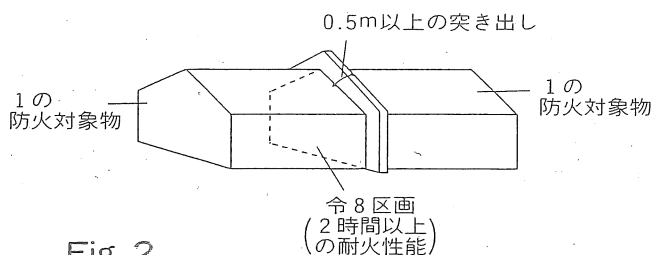


Fig. 2

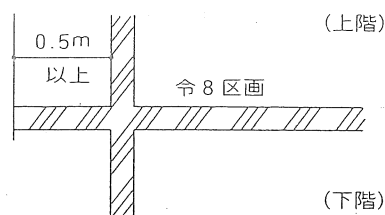


Fig. 1

(2) 0.5m以上の突き出しを設けなくてよい場合

(イ) 外壁または屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造、かつ、これらの部分に開口部がない場合 (Fig. 3)

(ロ) 外壁または屋根が当該令8区画を含む、幅3.6m以上にわたり耐火構造でこれらの部分に開口部がある場合

a. 防火設備である防火戸を入れる

b. 令8区画を介して接するもの90cm以上離す

(Fig. 4, Fig. 5)

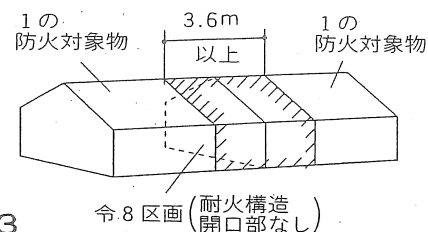


Fig. 3

※建築基準法において要求される耐火性能時間以上

Fig. 4

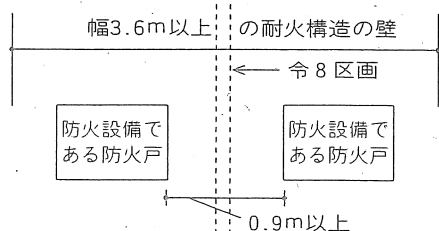


Fig. 5

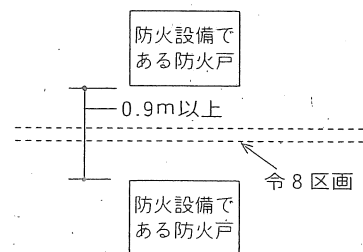
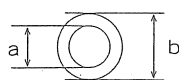


Fig. 6 令8区画に設ける穴と配管



a : 配管直径 $\leq 200\text{mm}$

b : 穴の直径 $\leq 300\text{mm}$

〔矩形の場合は直径300mmの円に相当する面積（約700 cm^2 ）以下〕

Fig. 7 穴相互の離隔距離

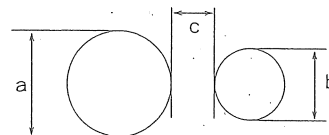
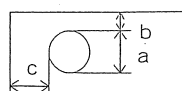


Fig. 8 令8区画の端部と穴の離隔距離



bとcはa以上とすることが望ましい。ただしaが200mm未満の時は200mmとする。

a : 穴の直径 $\leq 300\text{mm}$

b : 穴の直径 $\leq 300\text{mm}$

c : 穴の相互の離隔距離

● $c \geq \text{Max } a \text{ or } b$

● $c \geq 200\text{mm}$

令8区画の構造・配管等に対する質疑回答

H. 7・7・28消防予166

先の53号通知に対し、その運用に対し色々と質疑があり、その回答が示されている。

第1 区画の構造について

1 令8区画

問1 53号通知1(1)ウのただし書きで、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根については、3.6m以上の幅の耐火構造とすることが必要とされているが、令8区画に対してどの部分を耐火構造とするのか。

答 外壁又は屋根は、令8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上耐火構造となっていることが適当である。

問2 53号通知1(1)ウのただし書きの3.6m以上の幅の耐火構造の外壁又は屋根に求められる耐火性能はどの程度か。

答 建築基準法において、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものである。

問3 53号通知1(1)ウのただし書きで耐火構造の床又は壁の両端又は上端が、防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していない場合、外壁又は屋根に面積の小さい通気口、換気口を、令8区画を介して接する相互の距離が90cm未満となる位置に設けてよいのか。

答 面積の大小にかかわらず、当該設置内に開口部を設けることはできない。

第2 区画を貫通する配管等

1 令8区画

問1 鋼管を給排水管として、令8区画を貫通させた場合であっても、配管の外径は200mm以下である等、53号通知1(2)に適合していることを確認する必要があるか。

答 お見込みのとおり。(確認する必要があるの意味)

問2 排水管に付属する通気管については、令8区画を貫通させることができるか。

答 お見込みのとおり。(できるの意味)

問3 電気配線及びガス配管が、令8区画を貫通することは、認められるか。

答 認められない。

問4 令8区画を貫通する穴の直径が300mm以下の場合、一つの穴に複数の配管を貫通させることができるか。

答 令8区画を貫通する当該複数の配管について、53号通知1(2)に適合していることが確認されている場合に限り、お見込みのとおり。(貫通できるの意味)

具体例

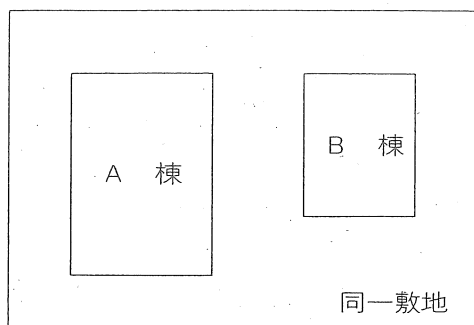


Fig. 1

同一敷地内に2棟以上の建築物があっても棟単位で設備等につき設置の要否を判定する。

すなわち、A棟はA棟だけで

B棟はB棟だけで

検討する

（ただし、屋外消火栓設備及び消防用水については棟間の距離によって1棟とみなすことがある。）

事務所 (15)項	飲食店 (3)項	キャバレー (2)項	パチンコ (2)項口
	キャバレー (2)項		

Fig. 2

色々の用途が1つの建物に入っている複合用途防火対象物（雑居ビル）は、原則として、各用途部分ごとに適用する。

（ただし、一部の設備は、用途に関係なく全体の規模で適用する。）

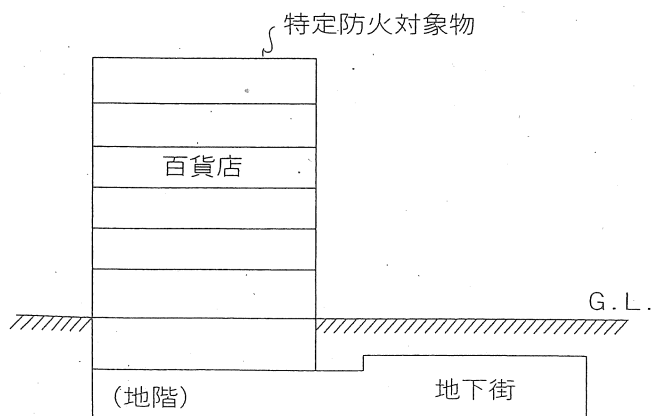


Fig. 3

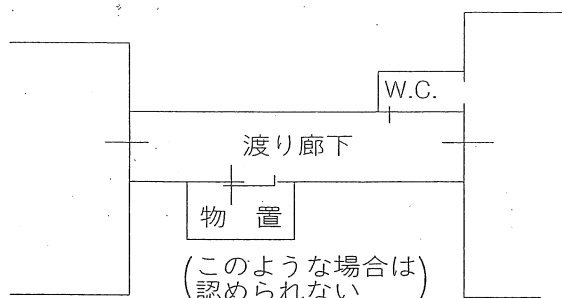
特定防火対象物の地階で、地下街と一体となすものは、消防署長の指定により地下街の部分とみなされる。

判定基準⇒S. 50・3・11消防安32

渡り廊下で接続されている場合の別棟扱いの要件

S. 50・3・5 消防安26

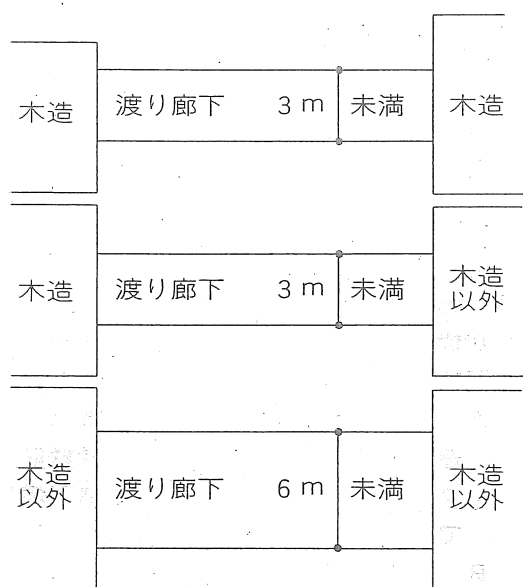
(参考図)



- 2以上の建築物が渡り廊下等で接続されている場合は、原則として1棟として扱われるが、次の(1)～(3)に適合している場合は、別棟として扱ってもよい。

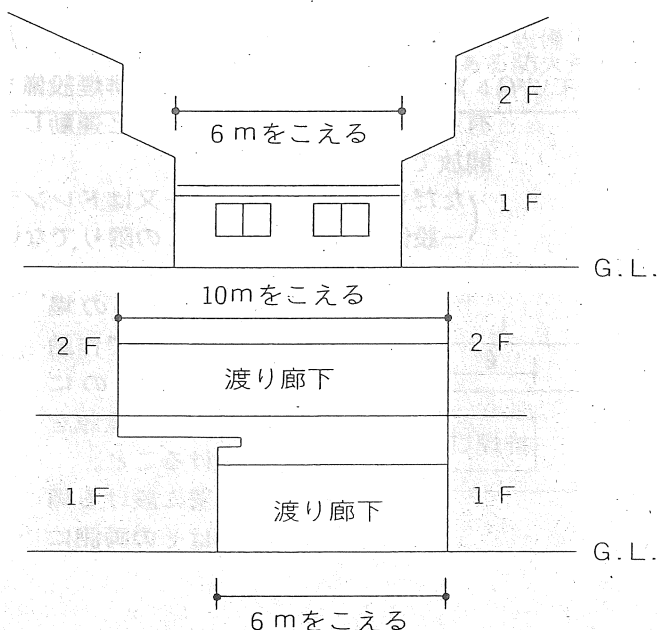
(1) 通行又は運搬の用のみに供し、かつ、可燃性物品を置いたり、その他通行の支障がない状態にあること。

(2) 渡り廊下の有効幅員



接続する一方又は双方の建築物の主要構造部が木造の場合は渡り廊下の幅は3 m未満

接続する双方の建築物の主要構造部が木造以外の場合は6 m未満



(3) 建築物相互間の距離

- 1 階部分……………> 6 m
- 2 階以上の部分……………> 10 m

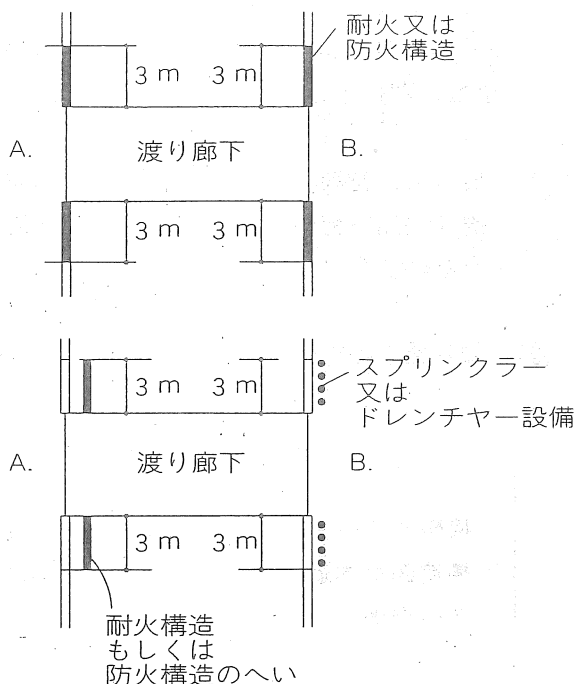
advice

2 階建でも接続されている部分が1 階のみの場合は、相互間距離は6 mをこえていればよい。

渡り廊下で接続されている場合の別棟扱いの要件

S. 50・3・5 消防安26

(参考図)



- 前記(3)に適合しないものであっても、次のア～ウに該当する場合は、(3)と同等の取扱いがされる。

ア. 接続される建築物、A・Bの外壁・屋根は、渡り廊下の接続部分よりそれぞれ3m以内の部分は、(ア)又は(イ)によること。

(ア) 耐火構造又は防火構造であること。

(イ) 耐火構造若しくは、防火構造のへい又はスプリンクラー設備、若しくはドレンチャー設備で、有効な延焼防止措置がなされていること。

イ. アの外壁、屋根（接続部分より3m以内に限る）には開口部がないこと。

（ただし、4㎡以内の大きさで、防火設備である防火戸を設ける場合はこの限りでない。）

ウ. 渡り廊下は次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹抜け等開放式であること。

(イ) 開放式以外はA～Cまでに適合のこと。

A 構造耐力上主要な部分の構造は、鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の部分は準不燃材料で造る。

B 両端の接続部出入口の構造

面積 $\leq 4\text{m}^2$

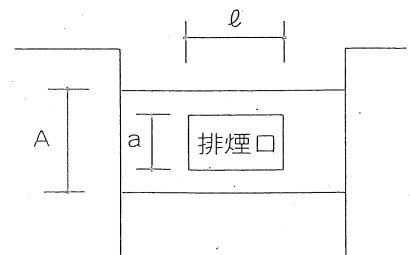
防火設備である防火戸

（自動閉鎖装置付又は煙感知器連動自動閉鎖）

C 自然排煙用開口部又は機械排煙設備を有効に設け手動又は煙感知器と連動して開放できること。

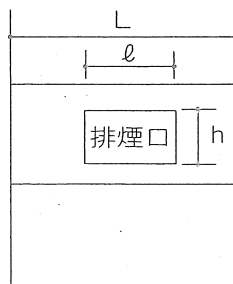
（ただし、スプリンクラー又はドレンチャー設備を設けるときはこの限りでない。）

● 自然排煙用開口部の設け方



（屋根又は天井に設ける場合）

面積 $\geq 1\text{m}^2$ かつ、 $l \geq 1\text{m}$ 、 $a \geq 1/3 A$



（外壁に設ける場合）

面積 $\geq 1\text{m}^2$ かつ、 $l \geq 1/3 L$ 、 $h \geq 1\text{m}$

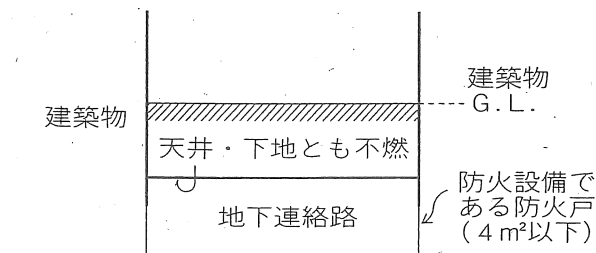
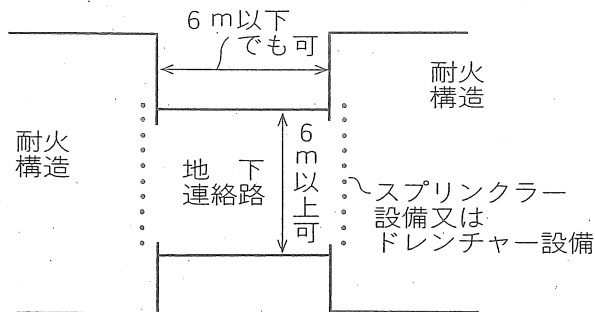
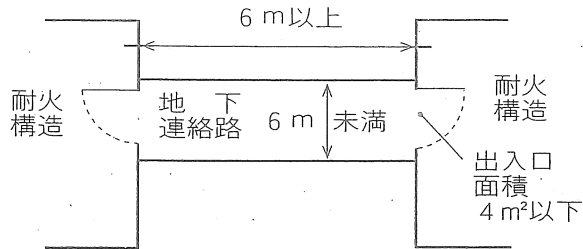
● 機械排煙の場合、電気で作動させるものには、非常電源を設けること。

● 外壁に設ける場合はその両側に左図の形状のものが必要。

地下連絡路で接続されている場合の別棟扱いの要件

S. 50・3・5 消防安26

(参考図)



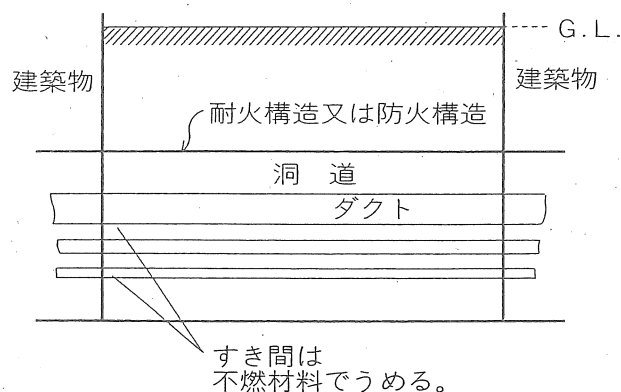
● 次のすべての条件に適合すれば別棟として取扱ってよい。

- (1) 接続される建築物又はその部分（地下連絡通路が接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は耐火構造
- (2) 通行・運搬の用のみに供されること。可燃性物品等はおかず，通行の支障のないようにしておくこと。
- (3) 地下連絡路の長さ
（両端出入口の防火戸間の距離）
長さ ≥ 6 m，かつ幅員 < 6 m
ただし，双方の建築物の接続部に，閉鎖型のスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を設けた場合は，地下連絡路の長さを6 m以下，幅員を6 m以上とすることができる。
- (4) 建築物と地下連絡路とは，両端の出入口部分を除き開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。
- (5) 地下連絡路の出入口
出入口の面 ≤ 4 m²
特定防火設備で
ある防火戸 $\left\{ \begin{array}{l} \text{常時閉鎖型自動閉鎖式} \\ \text{又は} \\ \text{煙感知器連動閉鎖式} \end{array} \right.$
- (6) 地下連絡路は耐火構造で，かつ，その天井・壁の仕上げを下地とも不燃材料とする。
- (7) スプリンクラー設備が設けられていないときには，非常電源付の機械排煙設備を設け，煙を有効に排除できること。

- 洞道で接続されている場合

advice

洞道とは、換気・暖冷房用の風道（ダクト）、給排水管・配電管等を布設するためのものをいう。



- (1) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げは下地とも不燃材料。
- (2) 点検又は換気のための開口部
 大きさ $\leq 2 \text{ m}^2$ （ただし、 2 m^2 以上のものは自閉装置付）
 点検のためには防火設備である防火戸
 換気 // 防火ダンパーをつける。
- (3) 洞道内のダクトその他の配管、配線等の壁・床の貫通部のすき間は不燃材料でうめてあること。
 （ただし、洞道の長さ20m以上のときはこの限りでない。）

